

学校法人四天王寺学園 一般事業主行動計画

(次世代育成対策推進法・女性活躍推進法 一体型)

令和3年4月1日

職員が仕事と家庭生活を両立させることができ、特に女性が能力を発揮しやすい職場環境をつくることによって、全ての職員がその能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日

2. 取組内容

《 女性活躍推進法 》

目標1：採用した労働者に占める女性労働者割合を30%以上にする。

【 対策・実施時期 】

- ・令和3年4月～ 女性が活躍できる職場環境や風土を醸成し、多くの女性が事務・教育管理職を志すような環境を整備する。

《 女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法 》

目標2：年次有給休暇の取得促進により、職員の仕事と生活の調和を図る。

【 対策・実施時期 】

- ・令和3年4月～ 年次有給休暇の計画的利用を促進し、取得し易い職場環境作りに努める。

《 女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法 》

目標3：事務職員の時間外勤務を10%削減する。

【 対策・実施時期 】

- ・令和3年4月～ 管理監督者は、業務内容を点検し、業務処理の簡素化、不要不急業務の整理等業務の見直しを積極的に進めるよう努める。